

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法案参照条文

目次

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	1
長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）	2
中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）	3
農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）（抄）	5
水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）	8
商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）	18
協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（抄）	20
信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）	21
労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）	22
農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）	24
預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）	25
資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）	30
日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（抄）	30
法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）（抄）	30
農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）	31
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第一百十八号）（抄）	32
金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）（抄）	35
会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）（抄）	37
協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）	37
金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（抄）	38

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

2～12 （略）

13 この法律において「銀行持株会社」とは、銀行を子会社とする持株会社であつて、第五十二条の十七第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

（経営の健全性の確保）

第十四条の二 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全な運営に資するため、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

一 銀行の保有する資産等に照らし当該銀行の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

二 銀行及びその子会社その他の当該銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この号、第三章及び第四章において「子会社等」という。）の保有する資産等に照らし当該銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

（営業等の譲渡又は譲受けの場合の債権者の異議の催告等）

第三十四条 銀行を当事者とする営業の全部の譲渡若しくは譲受け又は銀行の信用金庫等からの事業の全部の譲受けについて株主総会の決議（商法第二百四十五条ノ五（簡易な営業の譲受けの手続）（第三十条第五項の規定により信用金庫等を会社とみなして適用する場合を含む。）の規定により商法第二百四十五条第一項（営業の譲渡又は譲受け等）の決議によらずに営業又は事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定）がされたときは、当該銀行は、当該決議又は決定の日から二週間以内に、当該決議又は決定の要旨及び当該営業の全部の譲渡若しくは譲受け又は事業の全部の譲受けに異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べべき旨を公告し、かつ、預金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

2～4 （略）

（銀行持株会社に係る銀行の経営の健全性の確保）

第五十二条の二十五 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全な運営に資するため、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社その他の当該銀行持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この節において「子会社等」という。）の保有する資産

等に照らし当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかその他銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準であつて、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきものを定めることができる。

長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「長期信用銀行」とは、第四条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）

第十六条の四 長期信用銀行持株会社（長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）は、長期信用銀行及び次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行

二 証券専門会社

三 保険会社

四 銀行業を営む外国の会社

五 証券業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

六 保険業を営む外国の会社（第四号に掲げる会社に該当するものを除く。）

七 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（以下この条において「従属業務」という。）

第十三条の二第四項第二号に掲げる金融関連業務（当該長期信用銀行持株会社が証券専門会社及び証券業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該長期信用銀行持株会社が保険会社及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第四号に掲げる保険専門関連業務をそれぞれ除くものとする。）

八 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、長期信用銀行持株会社又はその子会社

のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの以外の子会社が、合算して、次条において準用する銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

九 長期信用銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

（銀行法の準用）

第十七条 銀行法の規定は、同法第一条から第三条まで（目的、定義等）、第四条（営業の免許）、第五条第一項及び第二項（資本の額）、第六条第一項及び第二項（商号）、第十条から第十二条まで（業務の範囲）、第十六条の二（銀行の子会社の範囲等）、第三十一条（合併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等）、第三十三条（合併の場合の債権者の異議の催告）、第三十三条の二（会社の分割の場合の債権者の異議の催告）、第三十七条第二項（廃業及び解散等の認可）、第四十三条（他業会社への転移等）、第七章（外国銀行支店）、第五十二条の二（銀行等の議決権保有に係る届出書の提出）、第五十二条の九、第五十二条の十（銀行主要株主に係る認可等）、第五十二条の十七、第五十二条の十八第一項（銀行持株会社に係る認可等）、第五十二条の二十三（銀行持株会社の子会社の範囲等）、第五十四条（認可等の条件）、第五十五条（認可の失効）、第五十六条第四号（内閣総理大臣の告示）、第五十八条から第六十条まで（内閣府令への委任、権限の委任、経過措置）、第九章（罰則）並びに附則の規定を除くほか、銀行に係るものにあつては長期信用銀行について、銀行議決権大量保有者に係るものにあつては長期信用銀行議決権大量保有者について、銀行主要株主に係るものにあつては長期信用銀行主要株主について、銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者について、銀行持株会社に係るものにあつては長期信用銀行持株会社について、銀行を子会社とする持株会社に係るものにあつては長期信用銀行を子会社とする持株会社について、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替は、政令で定める。

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（抄）

（協同組合連合会）

第九条の九 協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

- 一 会員の預金又は定期積金の受入れ
- 二 会員に対する資金の貸付け及び会員のためにするその借入れ
- 三 九（略）

二 七（略）

(総代会)

第五十五条 組合員の総数が二百人を超える組合（企業組合を除く。）は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2～7 (略)

(出資一口の金額の減少)

第五十六条 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 (略)

(信用協同組合等の事業等の譲渡又は譲受け)

第五十七条の三 (略)

2 信用協同組合等は、総会の議決を経て、銀行の営業の一部又は他の信用協同組合等、信用金庫若しくは労働金庫の事業の全部若しくは一部を譲り受けることができる。

3～5 (略)

(合併の手続)

第六十三条 組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。

2 組合の合併については、第五十六条及び第五十七条（信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会）の合併については、第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会法の合併について準用する第五十六条第一項中「作らなければならない」とあるのは、「作成し、かつ、信用協同組合又は第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の債権者の閲覧に供するため、これらの書類をこれらの組合と合併する他の組合の貸借対照表とともに主たる事務所に備えて置かなければならない」と読み替えるものとする。

3～4 (略)

農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百二十二号）（抄）

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 （略）
- 二 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 三 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 四 十五 （略）
- 五 （略）
- 六 第一項第三号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。
 - 一 手形の割引
 - 二 為替取引
 - 三 債務の保証又は手形の引受け
 - 四 有価証券の貸付け
 - 五 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この号において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
 - 六 金銭債権（譲渡性貯金証書その他の主務省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
 - 六の二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券（前号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第七号において同じ。）として主務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
 - 六の三 短期社債等の取得又は譲渡
 - 七 有価証券の私募の取扱い
 - 八 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理
 - 九 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - 十 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - 十一 振替業
 - 十二 両替
- 十二 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十項に規定する金融先物取引等の受託等

十三 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第六号に掲げる事業に該当するものを除く。）

十四 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十二号に掲げる事業に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）

十五 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第六号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）

十六 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

十七 前各号の事業に附帯する事業

7 第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

8 第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務に係る事業を行うことができる。

9 第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の事業を行うことができる。

一 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託事業

第十 31 (略)

第十一条 (略)

2 前項の信用事業規程には、信用事業（第十条第一項第二号及び第三号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項から第九項までの事業をいう。以下同じ。）の種類及び事業の実施方法に関して主務省令で定める事項を記載しなければならぬ。

3・4 (略)

第十二条 (略)

2 農業協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。

一 (略)

二 他の法律により設立された協同組織体で組合の行う事業と同種の事業を行うもの

三 組合が主たる構成員又は出資者となつて法人(前二号に掲げる者、農業協同組合中央会並びに第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会にあつては当該農業協同組合連合会の子会社である第十一条の十八第一項第一号に掲げる銀行及び証券専門会社を除く。)

第三十条の二 組合は、定款の定めるところにより、役員として、理事及び監事のほか、経営管理委員を置くことができる。

2~6 (略)

第四十八条 五百人以上の組合員(准組合員を除く。)を有する組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2~8 (略)

第四十九条 出資組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、組合の債権者の閲覧に供するため、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 (略)

第五十条の二 (略)

2 第十条第一項第三号の事業を行う組合は、総会の議決を経て、同号の事業を行う他の組合の信用事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

3~5 (略)

6 第一項及び第二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、前二条の規定を準用する。

7 (略)

第六十五条 組合が合併しようとするときは、総会において合併を議決しなければならない。

2・3 (略)

4 出資組合の合併には、第四十九条並びに第五十条第一項及び第二項の規定を準用する。

5 (略)

水産業協同組合法（昭和二十二年法律第二百四十二号）（抄）

（事業の種類）

第十一条 漁業協同組合（以下この章及び第四章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一・二 (略)

三 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け

四 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

五十六 (略)

2 (略)

3 第一項第四号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 手形の割引

二 為替取引

三 債務の保証又は手形の引受け

四 有価証券の貸付け

五 国債等（国債、地方債並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。以下同じ。）

（の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

六 有価証券（国債等に該当するもの並びに証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げるものに限る。）の私募（同法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）の取扱い

七 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理

八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

九の二 振替業（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。以下同じ。）

十 両替

十一 金融先物取引等の受託等（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十項に規定するものをいう。以下同

じ。）

十二 金融先物取引等の受託等（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十項に規定するものをいう。以下同

じ。）

十二 前各号の事業に附帯する事業

4 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号に掲げる有価証券について、同項第一号及び第四号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

5 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）に係る事業を行うことができる。

6 12 （略）

（信用事業規程）

第十一条の四 （略）

2 前項の信用事業規程には、信用事業（第十一条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業をいう。第十一条の六第一項、第十一条の七第二項、第十一条の十、第十七条の二第一項、第十七条の三第一項、第三十四条第三項、第五十条第三号の二、第五十四条の二第一項、第二項、第四項及び第七項、第五十八条の三第一項及び第四項、第二百二十三条の二第一項及び第四項、第二百二十七条第一項、第二百二十七条の二第一号、第二百二十七条の三第五号並びに第三百三十条第一項第二十九号において同じ。）の種類及び事業の実施方法に関して主務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 5 （略）

（経営管理委員）

第三十四条の二 組合は、定款の定めるところにより、役員として、理事及び監事のほか、経営管理委員を置くことができる。

2 5 （略）

（総代会）

第五十二条 組合員（准組合員を除く。）の総数が二百人を超える組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 9 （略）

（出資一口の金額の減少）

第五十二条 出資組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、組合の債権者の閲覧に供するため、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 (略)

第五十四条 (略)

2 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしなくてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

3 (略)

(信用事業の譲渡又は譲受け)

第五十四条の二 (略)

2 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、総会の議決を経て、同号の事業を行う他の組合、第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会の信用事業（第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第百条第一項において準用する第十一条の四第二項に規定する信用事業を含む。）の全部又は一部を譲り受けることができる。

3～5 (略)

6 前二条の規定は、第一項及び第二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについて準用する。

7 (略)

(合併の手続)

第六十九条 組合が合併しようとするときは、総会において合併を議決しなければならない。

2・3 (略)

4 出資組合の合併には、第五十三条並びに第五十四条第一項及び第二項の規定を準用する。

5 (略)

(事業の種類)

第八十七条 漁業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一・二 （略）

三 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の事業又は生活に必要な資金の貸付け

四 所属員の貯金又は定期積金の受入れ

五 十六 （略）

2・3 （略）

4 第一項第四号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 手形の割引

二 為替取引

三 債務の保証又は手形の引受け

四 有価証券の貸付け

五 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

六 有価証券（国債等に該当するもの並びに証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げるものに限る。）の私募の取

扱い

七 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理

八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

九の二 振替業

十 両替

十一 金融先物取引等の受託等

十二 前各号の事業に附帯する事業

5 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第

二項第一号及び第四号に掲げる有価証券について、同項第一号及び第四号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業

を除く。）を行うことができる。

6 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務に係る事業を行うことができる。

7 14 （略）

（議決権及び選挙権）

第八十九条 会員は、各一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、前条第三号及び第四号の規定による会員（以下この章において「准会員」という。）は、議決権及び選挙権を有しない。

2・3 (略)

(準用規定)

第九十二条 第八十七条及び第八十七条の二に規定するもののほか、第十一条の二から第十一条の九まで、第十二条から第十五条まで及び第十六条の規定は、連合会の事業について準用する。この場合において、第十一条の二第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「第八十七条第一項第一号」と、「組合員」とあるのは「所屬員」と、同条第三項中「組合員の三分の二以上」とあるのは「会員又は当該漁業を営む者を組合員とする会員のすべて」と、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項及び第十一条の九中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」と、第十一条の三第二項中「一億円（組合員（第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円）」とあるのは「一億円」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第八十七条第一項第三号及び第四号」と、「同条第三項から第五項まで」とあるのは「同条第四項から第六項まで」と、第十一条の五中「第十一条第十二項」とあるのは「第八十七条第十四項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所屬員及び他の連合会の所屬員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第八十七条第一項第七号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第八十七条第一項第十四号」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項から第三項まで、第四項本文、第五項から第七項まで及び第九項から第十二項まで、第三十四条の二から第四十条まで、第四十一条の二から第四十七条の五まで、第四十八条第一項から第四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第五十二条から第五十四条の二まで並びに第五十四条の四から第五十八条の三までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十二条第一項、第四十条第一項及び第五十五条第一項中「第十一条第一項第五号から第七号まで」とあるのは「第八十七条第一項第五号から第七号まで」と、第三十四条第三項、第十一項及び第十二項、第三十五条の二第一項、第四十一条の二第二項、第五十四条の二第二項、第五十五条第一項及び第二項、第五十八条の二第二項並びに第五十八条の三第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」と、第三十四条第六項中「一人」とあるのは「一人（第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個）」と、同条第十項及び第三十四条の二第二項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、「組合員（准組合員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「会員（准会員を除く。）」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間

接に構成する者（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）と、第三十四条第十一項及び第十二項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会」と、同条第十一項中「組合員又は当該組合の組合員たる法人」とあるのは「会員たる法人」と、第四十一条の二第一項中「組合（政令で定める規模に達しない組合を除く。）」とあるのは「連合会（）」と、第四十七条中「（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所属する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会が行う事業を除く。）」とあるのは「（当該連合会の所属員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所属する連合会が行う事業を除く。）」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第五号、第七号若しくは第十一号」とあるのは「第八十七条第一項第五号若しくは第七号」と、第五十二条第七項及び第八項中「事項」とあるのは「事項若しくは第九十一条の三の規定による権利義務の承継」と、第五十四条の二第二項及び第二項中「他の組合、第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会」とあるのは「他の連合会、第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合」と、同項中「第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第百条第一項において準用する第十一条の四第二項」とあるのは「第一条の四第二項（第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）」と、第五十四条の四中「第十一条第二項」とあるのは「第八十七条第一項第二号及び第十三号」と読み替えるものとする。

4 （略）

5 前二条に規定するもののほか、第六十九条から第七十七条までの規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十九条第三項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第八十七条第一項第四号」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第十項本文及び第三十四条の二第二項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所属員（准会員、准組合員及びこれらを構成する者を除く。）」と、第七十四条中「及び破産」とあるのは「破産及び第九十一条の二第四項第一号に掲げる事由」と読み替えるものとする。

（事業の種類）

第九十三条 水産加工業協同組合（以下この章及び次章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 二 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 三 十 （略）

2 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 手形の割引
- 二 為替取引

三 債務の保証又は手形の引受け
四 有価証券の貸付け

五 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
六 有価証券（国債等に該当するもの並びに証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げるものに限る。）の私募の取扱い

七 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理

八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

九の二 振替業

十 両替

十一 金融先物取引等の受託等

十二 前各号の事業に附帯する事業

3 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号に掲げる有価証券について、同項第一号及び第四号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

4 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務に係る事業を行うことができる。

5 〽 11 （略）

（準用規定）

第九十六条 第九十三条に規定するもののほか、第十一条の三から第十六条までの規定は組合の事業について、第十七条の二及び第十七条の三の規定は組合の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項、第十一条の九、第十一条の十、第十七条の二第一項及び第十七条の三第一項中、「第十一条第一項第四号」とあるのは、「第九十三条第一項第二号」と、第十一条の四第二項中、「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは、「第九十三条第一項第一号及び第二号」と、「同条第三項から第五項まで」とあるのは、「同条第二項から第四項まで」と、第十一条の五中、「第十一条第十二項」とあるのは、「第九十三条第十一項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは、「組合員」と、第十二条第一項中、「第十一条第七号」とあるのは、「第九十三条第一項第五号」と、第十五条の二第一項及び第十五条の三から第十五条の五までの規定中、「第十一条第一項第十一号」とあるのは、「第九十三条第一項第六号の二」と、第十六条第一項中、「第十一条第十四号」とあるのは、「第九十三条第一項第九号」と、第十七条の二第一

項第二号中「第十一条第一項第三号又は第四号」とあるのは「第九十三条第一項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 第三十二条から第三十四条まで、第三十五条、第三十五条の二第一項、第二項及び第五項、第三十六条、第三十七条から第四十一条の二まで、第四十二条第一項及び第三項から第八項まで、第四十三条から第四十七条の三まで、第四十七条の四第一項、第四十七条の五から第五十一条まで並びに第五十二条から第五十八条の三までの規定は、組合の管理について準用する。この場合において、第三十四条第三項、第十一項及び第十二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第一項、第四十一条の二第一項、第五十四条の二第一項及び第二項、第五十五条第一項及び第二項、第五十八条の二第一項並びに第五十八条の三第一項中「第一条第一項第四号」とあるのは「第九十三条第一項第二号」と、第四十七条中「漁業及び」とあるのは「水産加工業及び」と、「漁業協同組合連合会」とあるのは「水産加工業協同組合連合会」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第五号、第七号若しくは第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第三号、第五号若しくは第六号の二」と、第四十一条第五項及び第五十四条の三第一項中「第十一条第一項第十一号」とあるのは「第九十三条第一項第六号の二」と、第五十条の二第一項及び第二項中「第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合」とあるのは「第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合」と、同項中「第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第百条第一項において準用する第十一条の四第二項」とあるのは「第十一条の四第二項（第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）」と、第五十五条第七項中「第十一条第一項第二号及び第十三号」とあるのは「第九十三条第一項第八号」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

(事業の種類)

第九十七条 水産加工業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の事業に必要な資金の貸付け

二 所属員の貯金又は定期積金の受入れ

三十一 (略)

2 (略)

3 第一項第二号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 手形の割引

二 為替取引

三 債務の保証又は手形の引受け

四 有価証券の貸付け

五 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
六 有価証券（国債等に該当するもの並びに証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げるものに限る。）の私募の取扱い

七 農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理

八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

九の二 振替業

十 両替

十一 金融先物取引等の受託等

十二 前各号の事業に附帯する事業

4 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号に掲げる有価証券について、同項第一号及び第四号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。

5 第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により信託業務に係る事業を行うことができる。

6～12 （略）

（議決権及び選挙権）

第九十八条の二 会員は、各一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。ただし、前条第二号の規定による会員（以下本章において「准会員」という。）は、議決権及び選挙権を有しない。

2 （略）

（準用規定）

第一百条 第九十七条に規定するもののほか、第十一条の三から第十一条の九まで、第十二条から第十五条まで、第十六条並びに第八十七条の二第二項及び第二項の規定は連合会の事業について、第八十七条の三及び第八十七条の四の規定は連合会の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項及び第十一条の九中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第十一条の三第二項中「一億円（組合員（第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千円）」とあるのは「一億円」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び

第四号」とあるのは「第九十七条第一項第一号及び第二号」と、第十一条の五中「第十一条第十二項」とあるのは「第九十七条第十二項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所屬員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第九十七条第一項第五号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第九十七条第一項第十号」と、第八十七条の二第一項中「前条第一項第十号に規定する会員の監査又は同条第十一項に規定する特定組合の監査」とあるのは「第九十七条第一項第七号に規定する会員の監査」と、第八十七条の三第一項並びに第二項第二号及び第三号並びに第八十七条の四第一項中「第八十七条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第八十七条の三第一項中「第九十二条第一項」とあるのは「第一百条第一項」と、同条第二項第四号及び第四項中「第八十七条第一項第三号若しくは第四号」とあるのは「第九十七条第一項第一号若しくは第二号」と、同条第四項並びに第九項第一号及び第二号中「第九十二条第三項」とあるのは「第一百条第三項」と、同条第四項及び第九項第一号中「第九十二条第五項」とあるのは「第一百条第五項」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項から第三項まで、第四項本文、第五項から第七項まで及び第九項から第十二項まで、第三十五条、第三十五条の二第一項、第二項及び第五項、第三十六条、第三十七条から第四十条まで、第四十一条の二、第四十二条第一項及び第三項から第八項まで、第四十三条から第四十七条の三まで、第四十七条の四第一項、第四十七条の五、第四十八条第一項から第四項まで、第四十九条から第五十一条まで、第五十二条から第五十四条の二まで並びに第五十四条の四から第五十八条の三までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第三十四条第三項、第十一項及び第十二項、第三十五条の二第一項、第四十一条の二第一項、第五十四条の二第一項及び第二項、第五十五条第一項及び第二項、第五十八条の二第一項並びに第五十八条の三第一項中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第三十四条第六項中「一人」とあるのは「一人(第九十八条の二第二項において準用する第八十九条第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあつては、選挙権一個)」と、同条第十項中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員(准会員及びこれを構成する者を除く。)」と、「組合員(准組合員を除く。)」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「会員(准会員を除く。)」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの」とあるのは「会員(准会員を除く。)」たる資格を有する者であつて設立の同意を申し出たもの又はこれを直接若しくは間接に構成する者(准会員及びこれを構成する者を除く。)」と、同条第十一項及び第十二項中「組合(政令で定める規模に達しない組合を除く。)」とあるのは「連合会」と、同条第十一項中「組合員又は当該組合の組合員たる法人」とあるのは「会員たる法人」と、第四十一条の二第一項中「組合(政令で定める規模に達しない組合を除く。)」とあるのは「連合会」と、同条第十一項中「組合員又は当該組合の組合員たる法人」とあるのは「組合連合会」の行う事業を除く。」とあるのは「当該連合会の所屬員の営む水産加工業並びに当該連合会の所屬員たる組合及び連合会並びに当該連合会の所屬する連合会の行う事業を除く。」と、第四十八条第一項第五号及び第五十条第三号の二中「第十一条第一項第五号、第七号若しくは第十一号」とあるのは「第九十七条第一項第三号若しくは第五号」と、第五十二条第七項中

「事項」とあるのは「事項若しくは第百条第五項において準用する第九十一条の三の規定による権利義務の承継」と、第五十四条の二第一項及び第二項中「他の組合」とあるのは「他の連合会」と、第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会」とあるのは「第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合」と、同項中「第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第百条第一項において準用する第十一条の四第二項」とあるのは「第十一条の四第二項（第九十二条第一項及び第九十六条第一項において準用する場合を含む。）」と、第五十五条第七項中「第十一条第一項第二号及び第十三号」とあるのは「第九十七条第一項第九号」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 第六十九条から第七十四条まで、第七十五条第一項及び第三項、第七十六条第一項及び第三項、第七十七条、第九十一条の二並びに第九十一条の三の規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十九条第三項中「第十一項第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第七十条第二項において準用する第三十四条第十項本文中「准組合員以外の組合員」とあるのは「所属員（准会員及びこれを構成する者を除く。）」と、第七十四条中「及び破産」とあるのは「破産及び第百条第五項において準用する第九十一条の二第四項の規定に基づく同項第一号に掲げる事由」と、第九十一条の三第一項中「組合、漁業生産組合又は連合会」とあるのは「組合又は連合会」と読み替えるものとする

商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第二百四十五条 会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ第三百四十三条ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス

一 営業ノ全部又ハ重要ナル一部ノ譲渡

二 営業全部ノ賃貸、其ノ経営ノ委任、他人ト営業上ノ損益全部ヲ共通ニスル契約其ノ他之ニ準ズル契約ノ締結、変更又ハ解約
三 他ノ会社ノ営業全部ノ譲受

2 前項ノ行為ノ要領ハ第二百三十二条ニ定ムル通知ニ之ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス

第二百四十五条ノ五 会社ガ他ノ会社ノ営業全部ノ譲受ヲ為ス場合ニ於テ其ノ対価ガ最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ノ二十分ノ一ヲ超エザルトキハ会社ニ於テハ第二百四十五条第一項ノ決議ニ依ルコトヲ要セズ

2 前項ノ場合ニ於テハ会社ハ営業全部ノ譲受ヲ約シタル日ヨリ二週間内ニ相手方タル会社ノ商号及本店並ニ第二百四十五条第一項ノ決議ニ依ラズシテ営業全部ノ譲受ヲ為ス旨及其ノ要領ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス

3 前項ノ規定ニ依ル公告又ハ通知ノ日ヨリ二週間内ニ会社ニ対シ書面ヲ以テ営業全部ノ譲受ニ反対ノ意思ヲ通知シタル株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル株式ヲ営業全部ノ譲受ニ係ル契約ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル價格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求ス

ルコトヲ得

- 4 前項ノ請求ハ同項ノ期間ノ満了ノ日ヨリ二十日内ニ株式ノ種類及数ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス
- 5 第二百四十五条ノ第二項、第二百四十五条ノ第三項乃至第六項及前条ノ規定ハ第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 6 会社ノ総株主ノ議決権ノ六分ノ一以上ヲ有スル株主ガ第三項ノ規定ニ依ル反対ノ意思ノ通知ヲ為シタルトキハ此ノ条ニ定メタル手續ニ依ル營業全部ノ譲受ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

第三百五十二条 会社ハ其ノ一方ガ他方ノ発行済株式ノ総数ヲ有スル会社（以下之ヲ完全親会社ト、他方ヲ完全子会社ト称ス）トナル為株式交換ヲ為スコトヲ得

2・3 (略)

第三百六十四条 会社ハ完全親会社ヲ設立スル為株式移転ヲ為スコトヲ得

2・3 (略)

第四百八条 会社ガ合併ヲ為スニハ合併契約書ヲ作り株主總會ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

2 第二百八十一条第三項ノ規定ハ合併契約書ニ之ヲ準用ス

3 合併契約書ノ要領ハ第二百三十二条ニ定ムル通知ニ之ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス

4 第一項ノ決議ハ第三百四十三条ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

5 合併後存続スル会社ノ定款ニ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定アリ合併ニ因リ消滅スル会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキハ消滅スル会社ニ於ケル第一項ノ決議ハ第三百四十八条第一項及第二項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ合併ニ因リテ設立スル会社ノ定款ニ其ノ旨ヲ定ムル場合ニ於テ合併ヲ為ス会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキ其ノ会社ニ付亦同ジ

6 存続スル会社ガ合併ニ因リ定款ヲ変更シテ前項ノ定ヲ設クル場合ニ於テハ其ノ会社及消滅スル会社ニシテ定款ニ其ノ定ナキモノニ付亦同項ニ同ジ

7 第五項前段ノ決議ヲ為スベキ株主總會ニ付テハ存続スル会社ノ定款ニ同項ノ定アル旨ヲ第三項ノ通知ニ記載又ハ記録スルコトヲ要ス

第四百十三条ノ三 合併後存続スル会社ガ合併ニ際シテ発行スル新株ノ総数ガ其ノ会社ノ発行済株式ノ総数ノ二十分ノ一ヲ超エザルトキハ其ノ会社ニ於テハ第四百八条第一項ノ承認ハ之ヲ得ルコトヲ要セズ但シ合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額ヲ定メタル場合ニ於テ其ノ金額ガ最終ノ貸借対照表ニ依リ存続スル会社ニ現存スル純資産額ノ五十分ノ一ヲ超ユルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 2・3 (略)
- 4 存続スル会社ハ合併契約書ヲ作りタル日ヨリ二週間内ニ消滅スル会社ノ商号及本店、合併ヲ為スベキ時期並ニ第四百八条第一項ノ承認ヲ得ズシテ合併ヲ為ス旨ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス
- 5 前項ノ規定ニ依ル公告又ハ通知ノ日ヨリ二週間内ニ会社ニ対シ書面ヲ以テ合併ニ反対ノ意思ヲ通知シタル株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル株式ヲ合併契約ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル価格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得
- 6・7 (略)
- 8 存続スル会社ノ総株主ノ議決権ノ六分ノ一以上ヲ有スル株主ガ第五項ノ規定ニ依ル反対ノ意思ノ通知ヲ為シタルトキハ此ノ条ニ定メタル手續ニ依ル合併ハ之ヲ為スコトヲ得ズ
- 9 (略)

協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（抄）

（定義）

- 第二条 (略)
- 2・4 (略)
- 5 この法律において「普通出資」とは、普通出資者が根拠法に基づいて払込みを行った出資をいう。
- 6・8 (略)

（優先出資の発行）

- 第三条 (略)
- 2 優先出資の総口数は、普通出資の総口数の二分の一を超えてはならない。
- 3 (略)

（優先出資に係る資本減少）

- 第三十九条 (略)
- 2 (略)
- 3 優先出資を発行している協同組織金融機関は、前二項に定める場合のほか、資本の減少を行うことはできない。

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）

（自由脱退）

第十六条 会員は、何時でも、その持分の全部の譲渡によつて脱退することができる。この場合において、その譲渡を受ける者がないときは、会員は、金庫に対し、定款で定めるところによりその持分を譲り受けるべきことを、請求することができる。

2 信用金庫は、前項後段の場合において、その譲受けにより有することとなる持分が政令で定める限度をこえることができないことを定款で定めなければならない。

（総代会）

第五十条 金庫は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2～6 （略）

（出資一口の金額の減少）

第五十一条 理事は、総会において出資一口の金額の減少の議決があつたときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、金庫の債権者の閲覧に供するため、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 金庫は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

第五十二条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、金庫は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

3 金庫の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条（株式会社の資本減少の無効）の規定を準用する。

（合併、事業等の譲渡又は譲受け）

第五十八条 金庫は、総会の議決を経て、他の金庫と合併し、又はその事業の全部若しくは一部を銀行、他の金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（信用協同組合又は労働金庫をもつて組織する連合会を含む。次項において同じ。）に譲り渡すことができる。

2 金庫は、総会の議決を経て、銀行、他の金庫、信用協同組合又は労働金庫の営業又は事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

3・4 (略)

5 第一項の合併については、第五十一条並びに第五十二条第一項及び第二項の規定を、第一項及び第二項の事業の全部の譲渡若しくは譲受け又は営業の全部の譲受けについては、同条第三項の規定を準用する。この場合において、第五十一条第一項中「これらを」とあるのは、「これらを金庫と合併する他の金庫の貸借対照表とともに」と読み替えるものとする。

6・7 (略)

(銀行法の準用)

第八十九条 銀行法第四条第四項(営業の免許)、第八条第三項(営業所の設置等)、第十二条の二から第十六条まで(預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、取締役に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等)、第十九条(業務報告書等)、第二十一条(同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。)(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)、第四章(第二十九条を除く。)(監督)、第三十四条から第三十六条まで(営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等)、第三十七条第一項第一号及び第三号並びに第三項(廃業及び解散等の認可)、第三十八条(廃業等の公告等)、第四十四条から第四十六条まで(清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等)、第五十六条第一号から第三号まで(内閣総理大臣の告示)、第五十七条の二(財務大臣への協議)並びに第五十七条の四(財務大臣への資料提出等)の規定は金庫について準用する。

2 (略)

労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)(抄)

(議決権)

第十三条 会員は、各々一箇の議決権を有する。但し、第十一条第二項の規定による会員(以下「個人会員」という。)は、議決権を有しない。

2~4 (略)

(任意脱退)

第十六条 会員は、何時でも、その持分の全部の譲渡によつて脱退することができる。この場合において、その譲渡を受けるものがないときは、会員は、金庫に対し、定款で定める期間内にその持分を譲り受けるべきことを請求することができる。

(総代会)

第五十五条 会員(個人会員を除く。)の総数が二百を超える金庫は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2) 6 (略)

(出資一口の金額の減少)

第五十六条 理事は、総会において出資一口の金額の減少の議決があつたときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、金庫の債権者の閲覧に供するため、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 金庫は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

第五十七条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、金庫は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

3 金庫の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条(株式会社の資本減少の無効)の規定を準用する。

(合併及び事業等の譲渡又は譲受け)

第六十二条 金庫は、総会の議決を経て、他の金庫と合併し、又はその事業の全部若しくは一部を銀行、他の金庫、信用金庫若しくは信用協同組合(信用金庫又は信用協同組合をもつて組織する連合会を含む。次項において同じ。)に譲り渡すことができる。

2 金庫は、総会の議決を経て、銀行の営業の一部又は他の金庫、信用金庫若しくは信用協同組合の事業の全部若しくは一部を譲り受けることができる。

3・4 (略)

5 第一項の合併については、第五十六条並びに第五十七条第一項及び第二項（出資一口の金額の減少）の規定を、第一項及び第二項の事業の全部の譲渡又は譲受けについては、同条第三項の規定を準用する。この場合において、第五十六条第一項中「これを」とあるのは、「これらを金庫と合併する他の金庫の貸借対照表とともに」と読み替えるものとする。

6 (略)

(銀行法の準用)

第九十四条 銀行法第四条第四項（営業の免許）、第八条第三項（営業所の設置等）、第十二条の二から第十六条まで（預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、取締役に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十九条（業務報告書等）、第二十一条（同条第一項から第三項までの規定にあっては、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。）、（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第二十四条から第二十六条まで（報告又は資料の提出、立入検査、業務の停止等）、第三十四条から第三十六条まで（営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等）、第三十七条第一項第一号及び第三号並びに第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条第一号から第三号まで（内閣総理大臣の告示）、第五十七条の二（財務大臣への協議）並びに第五十七条の四第一項（財務大臣への資料提出等）の規定は金庫について準用する。

2 (略)

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十二号）（抄）

(総代会)

第五十一条 農林中央金庫は、主務省令で定めるところにより、定款をもって、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 (略)

(業務の範囲)

第五十四条 (略)

2 (略)

3 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

- 一 第八条に規定する者
- 二 農林水産業を営む者であつて主務省令で定めるもの
- 三 国
- 四 銀行その他の金融機関
- 五 証券業者
- 4 12 (略)

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

（設置）

第十四条 機構に、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（権限）

第十五条 次章、第四章及び第六章から第八章までに規定するもののほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならぬ。

- 一 四 (略)
- 五 その他委員会が特に必要と認める事項

（業務の範囲）

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次章第二節の規定による保険料の収納
- 二 次章第三節の規定による保険金及び仮払金の支払
- 三 次章第四節の規定による資金援助その他同節の規定による業務
- 四 第四章の規定による預金等債権の買取り
- 五 第七十八条第二項の規定による金融整理管財人又は金融整理管財人代理の業務
- 六 第六章の規定による承継銀行の経営管理その他同章の規定による業務
- 七 第七章の規定による株式等の引受け等その他同章の規定による業務
- 八 第二百二十七条又は第二百二十八条の規定による資金の貸付け及び第二百二十九条の規定による資産の買取り

- 九 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四章から第五章までの規定による預金者表の提出その他これらの規定による業務
- 十 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（資料の提出の請求等）

第三十七条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、金融機関に対し、資料の提出を求めることができる。

2）4（略）

（区分経理）

第四十条の二 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第三十四条各号に掲げる業務（次号に掲げるものを除く。）

二 第一百七条第一項の規定による株式等の引受け等に係る業務、第二百二十二条第一項の規定による負担金の収納及びこれらの業務に附帯する業務

（借入金及び預金保険機構債券）

第四十二条 機構は、第四十条の二第一号に掲げる業務を行うため必要があるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者（日本銀行を除く。）から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は預金保険機構債券（以下「債券」という。）の発行（債券の借換えのための発行を含む。）をすることができる。

2）4（略）

5 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行等又は信託会社に委託することができる。

8 商法第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行等又は信託会社について準用する。

9 第一項及び第五項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（内閣府令・財務省令への委任）

第四十四条 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

(監督)

第四十五条 (略)

2 内閣総理大臣及び財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関して監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十六条 内閣総理大臣及び財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(保険関係)

第四十九条 (略)

2 前項の保険関係においては、預金等に係る債権の額を保険金額とし、次に掲げるものを保険事故とする。

一 金融機関の預金等の払戻しの停止(以下「第一種保険事故」という。)

二 金融機関の営業免許の取消し(信用金庫若しくは信用金庫連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会にあつては事業免許の取消しとし、信用協同組合又は信用協同組合連合会にあつては解散の命令。第五十五条第二項第一号において同じ。)、破産の宣告又は解散の決議(以下「第二種保険事故」という。)

(保険料の額)

第五十一条 (略)

2 保険料率は、保険金の支払、資金援助その他の機構の業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)に要する費用の予想額に照らし、長期的に機構の財政が均衡するように、かつ、特定の金融機関に対し差別的取扱い(金融機関の経営の健全性に応じてするものを除く。)をしないように定められなければならない。

3~5 (略)

(保険金の額等)

第五十四条 (略)

2 前項の元本の額(その額が同一人については二以上あるときは、その合計額)が政令で定める金額(以下「保険基準額」という

。) を超えるときは、保険基準額及び保険基準額に対応する元本に係る利息等の額を合算した額を保険金の額とする。この場合において、元本の額が同一人について二以上あるときは、保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一 預金等に係る債権のうち担保権の目的となつていないものと担保権の目的となつていないものがあるときは、担保権の目的となつていないものに係る元本を先とする。

二 預金等に係る債権で担保権の目的となつていないものが同一人について二以上あるときは、その弁済期の早いものに係る元本を先とする。

三 前号の場合において、預金等に係る債権で弁済期の同じものが同一人について二以上あるときは、その金利(利率その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。次号において同じ。)の低いものに係る元本を先とする。

四 前号の場合において、預金等に係る債権で金利の同じものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

五 預金等に係る債権で担保権の目的となつていないものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

3) 4 (略)

(報告又は資料の提出)

第三百三十六条 内閣総理大臣(労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。次項及び次条において同じ。)は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があるときは、金融機関(代理店を含む。)に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があるときは、その必要の限度において、当該金融機関の子会社(当該金融機関が銀行である場合には銀行法第二条第八項に、長期信用銀行である場合には長期信用銀行法第十三条の二第二項に、信用金庫又は信用金庫連合会である場合には信用金庫法第三十二条第六項に、信用協同組合又は信用協同組合連合会である場合には協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に、労働金庫又は労働金庫連合会である場合には労働金庫法第三十四条第五項にそれぞれ規定する子会社(子会社とみなされる会社を含む。)をいう。次項及び次条において同じ。

() 又は当該金融機関から業務の委託を受けた者に対し、当該金融機関の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 金融機関の子会社又は金融機関から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第三百三十七条 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に金融機関(代理店を含む。)の営業所(信用金庫等にあつては、事務所)その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該金融機関の子会社又は当該金融機関から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該金融機関に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による金融機関の子会社又は金融機関から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

6・7 (略)

第五百五十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣及び財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 (略)

三 第三十四条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四〇八 (略)

附則

(協定銀行に係る業務の特例)

第七条 機構は、破綻金融機関等(破綻金融機関、承継銀行又は特別危機管理銀行をいう。以下同じ。)との合併により承継し、若しくは破綻金融機関等から譲り受けた営業又は引き受けた預金等に係る債務の整理を行い、並びに附則第十条第一項の規定による委託を受けて買い取つた資産の管理及び処分を行うこと(以下「整理回収業務」という。)を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務に關する協定(以下「協定」という。)を締結し、並びに当該協定を実施するため、次の業務を行うことができる。

一 協定を締結した銀行(以下「協定銀行」という。)に対し、協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施に必要な資金の出資を行うこと。

二七 (略)

資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定資産」とは、資産の流動化に係る業務として、特定目的会社が取得した資産又は受託信託会社等が取得した資産をいう。

2・3 (略)

4 この法律において「資産流動化計画」とは、特定目的会社による資産の流動化に関する基本的な事項を定めた計画をいう。

5 この法律において「優先出資」とは、特定目的会社に対する出資であつて、当該出資をした者が、当該特定目的会社の利益の配当又は残余財産の分配を、当該特定目的会社に対して特定出資をした者に先立つて受ける権利を有しているものをいう。

6 (略)

7 この法律において「特定社債」とは、特定目的会社がこの法律の定めるところにより発行する社債をいう。

8～18 (略)

日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（抄）

第四十三条 日本銀行は、この法律の規定により日本銀行の業務とされた業務以外の業務を行つてはならない。ただし、この法律に規定する日本銀行の目的達成上必要がある場合において、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2 (略)

法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）（抄）

第三条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣）の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「農水産業協同組合」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合
 - 二 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会
 - 三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合
 - 四 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会
 - 五 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合
 - 六 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会
 - 七 農林中央金庫
- 2）10（略）

（保険関係）

第四十九条（略）

2 前項の保険関係においては、貯金等に係る債権の額を保険金額とし、次に掲げるものを保険事故とする。

- 一 農水産業協同組合の貯金等の払戻しの停止（以下「第一種保険事故」という。）
- 二 農水産業協同組合の解散の議決に係る認可、破産の宣告、解散の命令又は農業協同組合法第六十四条第四項から第六項（第一号を除く。）まで、水産業協同組合法第六十八条第四項（同法第九十六条第五項において準用する場合を含む。）、同法第九十一条の二第一項第六号若しくは同条第四項第二号若しくは第三号（これらの規定を同法第百条第五項において準用する場合を含む。）に規定する解散の事由の発生（以下「第二種保険事故」という。）

（保険金の額等）

第五十六条（略）

2 前項の元本の額（その額が同一人について二以上あるときは、その合計額）が政令で定める金額（以下「保険基準額」という。）を超えるときは、保険基準額及び保険基準額に対応する元本に係る利息等の額を合算した額を保険金の額とする。この場合において、元本の額が同一人について二以上あるときは、保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより保険基

準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一 貯金等に係る債権のうち担保権の目的となつていないものと担保権の目的となつていないものがあるときは、担保権の目的となつていないものに係る元本を先とする。

二 貯金等に係る債権で担保権の目的となつていないものが同一人について二以上あるときは、その弁済期の早いものに係る元本を先とする。

三 前号の場合において、貯金等に係る債権で弁済期の同じものが同一人について二以上あるときは、その金利（利率その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。次号において同じ。）の低いものに係る元本を先とする。

四 前号の場合において、貯金等に係る債権で金利の同じものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

五 貯金等に係る債権で担保権の目的となつていないものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

3・4 (略)

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定農水産業協同組合等」とは、次に掲げる者をいう。

一 特定農業協同組合（農林中央金庫の会員である農業協同組合であつて、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものをいう。以下同じ。）

二 信用農業協同組合連合会（農林中央金庫の会員である農業協同組合連合会であつて、農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものをいう。以下同じ。）

三 特定漁業協同組合（農林中央金庫の会員である漁業協同組合であつて、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものをいう。以下同じ。）

四 信用漁業協同組合連合会（農林中央金庫の会員である漁業協同組合連合会であつて、水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものをいう。以下同じ。）

五 特定水産加工業協同組合（農林中央金庫の会員である水産加工業協同組合であつて、水産業協同組合法第九十二条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものをいう。以下同じ。）

六 信用水産加工業協同組合連合会（農林中央金庫の会員である水産加工業協同組合連合会であつて、水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものをいう。以下同じ。）

2 この法律において「信用農水産業協同組合連合会」とは、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び信用水産加工業協同組合連合会をいう。

3 この法律において「信用事業」とは、特定農水産業協同組合等が行う次に掲げる事業をいう。

一 農業協同組合法第十條第一項第二号及び第三号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項から第九項までの事業

二 水産業協同組合法第十一條第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業

三 水産業協同組合法第八十七條第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第四項から第六項までの事業

四 水産業協同組合法第九十三條第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第二項から第四項までの事業

五 水産業協同組合法第九十七條第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業

4 （略）

（合併）

第八條 農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会とは、合併を行うことができる。この場合において、合併後存続する法人は、農林中央金庫とする。

（合併契約書の承認）

第九條 農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会は、合併を行うには、合併契約書を作成して、それぞれ總會の承認を受けなければならない。

2、4 （略）

（債権者の異議）

第十二條 農林中央金庫及び信用農水産業協同組合連合会は、合併決議の日から二週間以内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、農林債券の権利者、預金者又は貯金者、定期積金の積金者その他政令で定め

る債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 合併を行う農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会が、第一項の公告を、官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、当該農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

5 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(合併に反対する会員の持分払戻請求権)

第十三条 農林中央金庫の会員で、合併総会に先立つて農林中央金庫に対し書面をもって合併に反対の意思を通知したものは、合併決議の日から二十日以内に書面をもって持分の払戻しを請求することにより、合併の日農林中央金庫を脱退することができる。

2・3 (略)

(事業譲渡)

第二十四条 特定農水産業協同組合等は、信用事業の全部又は一部を農林中央金庫に譲り渡すことができる。

2 農林中央金庫は、特定農水産業協同組合等から信用事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

(全部事業譲渡契約書の承認)

第二十五条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等は、事業譲渡(第二条第四項第一号及び第四号に掲げるものに限る。以下この章において同じ。)のうち信用事業の全部の譲渡に係るもの(以下「全部事業譲渡」という。)を行うには、全部事業譲渡契約書を作成して、それぞれ総会の承認を受けなければならない。

2 (略)

(一部事業譲渡契約書の承認)

第二十六条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等は、事業譲渡のうち信用事業の一部の譲渡に係るものを行うには、一部事業譲渡契約書を作成して、それぞれ総会の承認を受けなければならない。

(合併に関する規定の準用)

第二十七条 第十二条第一項、第二項、第四項及び第五項、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条、第十八条並びに第十九条の規定は、事業譲渡について準用する。この場合において、第十二条第一項及び第五項、第十五条第一項及び第二項第二号、第十八条並びに第十九条第三項中「信用農水産業協同組合連合会」とあるのは「特定農水産業協同組合等」と、第十四条第一項中「信用農水産業協同組合連合会の会員」とあるのは「特定農水産業協同組合等の組合員又は会員」と、「当該信用農水産業協同組合連合会」とあるのは「特定農水産業協同組合等」と、「特定農業協同組合等」と、「第九十二条第二項又は第九十六条第二項において準用する同法第二十八条」とあるのは「第二十八条(同法第九十二条第二項、第九十六条第二項又は第九十六条第二項において準用する場合を含む。)」と、「信用漁業協同組合連合会又は信用水産加工業協同組合連合会」とあるのは「特定漁業協同組合等」と、同項後段中「第九十二条第二項若しくは第九十六条第二項において準用する同法第二十八条第二項」とあるのは「第二十八条第二項(同法第九十二条第二項、第九十六条第二項又は第九十六条第二項において準用する場合を含む。)」と、「第九十九条第一項中「信用農水産業協同組合連合会と合併した」とあるのは「特定農水産業協同組合等から信用事業の全部又は一部を譲り受けた」と、「当該信用農水産業協同組合連合会の会員」とあるのは「当該譲り受けた信用事業に係る当該特定農水産業協同組合等の組合員又は会員」と読み替えるものとする。

金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項(定義等)に規定する銀行(以下「普通銀行」という。)
- 二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条(定義)に規定する長期信用銀行(以下「長期信用銀行」という。)

- 三 信用金庫
- 四 労働金庫
- 五 信用協同組合

2 この法律において「銀行」とは、普通銀行又は長期信用銀行をいう。

3 この法律において「協同組織金融機関」とは、信用金庫、労働金庫又は信用協同組合をいう。

4、6 (略)

(合併)

第三条 次に掲げる異種の金融機関は、合併を行うことができる。

- 一 普通銀行及び長期信用銀行
 - 二 普通銀行及び協同組織金融機関
 - 三 長期信用銀行及び協同組織金融機関
 - 四 信用金庫及び労働金庫
 - 五 信用金庫及び信用協同組合
 - 六 労働金庫及び信用協同組合
- 2 (略)

(合併契約書の承認)

第七条 金融機関は、合併(第三条第一項第二号から第六号までに掲げる金融機関の合併に限る。第十条の二、第十一条の二、第十七条及び第十七条の二を除き、以下同じ。)を行うには、合併契約書を作成して総会の承認を受けなければならない。

2、6 (略)

(書類の備置き等)

第八条の二 (略)

2 第三条第一項第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併を行う協同組織金融機関の理事は、合併総会の会日の二週間前から合併の日後六月を経過する日まで、貸借対照表を主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 (略)

(債権者の異議)

第十一条 合併を行う金融機関は、合併決議の日から二週間以内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、預金者、定期積金の積金者、掛金者、金銭信託の受益者、債券の権利者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

2 (略)

3 第一項の公告は、合併を行う銀行にあつては、官報をもつてしなければならない。

- 4 合併を行う銀行が、第一項の公告を、官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、当該銀行による各別の催告は、することを要しない。
- 5・6 (略)

(合併に反対する会員等の持分払戻請求権)

- 第十四条 合併を行う協同組織金融機関の会員又は組合員で、合併總會に先立つて当該協同組織金融機関に対し書面をもつて合併に反対の意思を通知したもの(第三項の規定に該当するものを除く。)は、合併決議の日から二十日以内に書面をもつて持分の払戻しを請求することにより、合併の日に当該協同組織金融機関を脱退することができる。
- 2・3 (略)

会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)(抄)

(更生計画認可の要件)

- 第二百三十三条 裁判所は、次の要件を備えている場合に限り、更生計画認可の決定をすることができる。
 - 一〜五 (略)
 - 六 合併を内容とする計画については、他の会社の株主總會の合併契約書承認の決議があつたこと(その会社が株主總會の承認を得ないで合併をするときは、商法第四百十三条ノ三第八項(簡易な合併手続)に規定する場合に該当しないこと。)
 - 七〜十 (略)
- 2 (略)

協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)(抄)

(銀行法の準用)

- 第六条 銀行法第八条第三項(営業所の設置等)、第十二条の二から第十六条まで(預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、取締役に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等)、第十八条第一項(利益準備金の積立て等)、第十九条(業務報告書等)、第二十一条(同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。)(業務及び財産の状況に関する説明書類

の縦覧等)、第四章(第二十九条を除く。)(監督)、第三十四条から第三十六条まで(営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等)、第三十七条第一項第三号及び第三項(廃業及び解散等の認可)、第三十八条(廃業等の公告等)、第四十条(免許の取消しによる解散)、第四十四条から第四十六条まで(清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等)、第五十六条第一号及び第二号(内閣総理大臣の告示)並びに第五十七条の四(財務大臣への資料提出等)の規定は信用協同組合等について準用する。

2 (略)

金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)(抄)

(吸収合併)

第七条 銀行(普通銀行に限る。)(が更生手続により信用金庫と合併してその信用金庫が合併後存続するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 五 (略)

六 その信用金庫における合併契約書承認決議のための総会又は総代会の日時

七 九 (略)

(吸収合併)

第一百条 協同組織金融機関が他の協同組織金融機関と合併してその一方が合併後存続するときは、更生計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 五 (略)

六 他の協同組織金融機関における合併の議決又は合併契約書承認決議のための総会又は総代会の日時

七 九 (略)

(更生計画認可の要件等)

第二百二十四条 会社更生法第二百三十三条(第一項第四号、第五号、第七号から第九号までを除く。)(及び第二百三十九条の規定は協同組織金融機関の更生計画の認可の決定について、同法第二百三十四条の規定は協同組織金融機関の更生手続における更生計画について、同法第二百三十六号及び第二百四十条の規定は協同組織金融機関の更生計画について、同法第二百三十五条及び第二百三十七条の規定は協同組織金融機関の更生計画の認可の決定について、第二百五十六号において準用する同法第二百八十

二条の規定及び同法第二百八十三条の規定は協同組織金融機関の更生計画の不認可の決定が確定した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百三十三条第一項第六号中「の株主総会の合併契約書承認」とあるのは「又は銀行の総会若しくは総代会又は株主総会の合併の議決又は合併契約書承認」と、「その会社」とあるのは「その銀行」と、同項第十号中「第百九十四条第二項」とあるのは「更生特例法第九十八条において準用する第百九十四条第二項」と、同法第二百三十七条第四項中「第八条」とあるのは「更生特例法第二十一条において準用する第八条」と読み替えるものとする。